

本年
4月から

介護予防・日常生活
支援総合事業（総合事業）が始まります

総合事業は①「介護予防・生活支援サービス事業」と②「一般介護予防事業」から構成されます。
総合事業の開始にともない、これまでよりサービスの選択の幅が広がり、一人ひとりの状況に応じたサービスが利用できます。

要支援認定を受けた人が利用しているホームヘルパーによるサービスやデイサービスは総合事業に移行します。現在利用されている人は、同様のサービスを同様の料金で引き続き利用できます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

【介護保険の要支援1・2の認定を受けた人、介護予防の基本チェックリストで生活機能の低下がみられる人】

■訪問型サービス
ホームヘルパーによる身体介護や掃除・洗濯などの生活援助です。

■通所型サービス
デイサービス事業所で受ける機能訓練、生活支援です。
ほかにも、市で行う3〜6か月の期間の生活機能改善のための介護予防教室があります。

② 一般介護予防事業

【65歳以上のすべての人】

■高齢者サロンなどの居場所づくり、高齢者の活動を応援する高齢者生きがいづくり事業

■介護予防教室

問 長寿福祉課
☎ 0748-24-15678
IP 050-5801-5678
FAX 0748-24-1052



大人への第一歩、忘れず手続きを

20歳になったら国民年金



日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残った場合や、一家の働き手が亡くなった時などに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、保険年金課や各支所、彦根年金事務所へお尋ねください。学生や収入が少なく納付が困難な人は、保険料の支払いを猶予・免除する制度がありますので、あわせてご相談ください。

- 国民年金の給付は、3種類の基礎年金
- 老齢基礎年金 老後を支えます。
 - 障害基礎年金 病気やケガで障害の状態になった人を支えます。
 - 遺族基礎年金 亡くなった人により生計を維持されていた「子のある配偶者」や「子」を支えます。

| 被保険者の種類 | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 | 第3号被保険者 |
|---------|----------------------------|--------------------------------------|--|
| 対象者 | 20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生など | 会社員、公務員など | 第2号被保険者に扶養されている配偶者 |
| 保険料 | 国民年金保険料【定額】16,260円（平成28年度） | 厚生年保険料率 18.182%（平成28年9月現在）労使折半で保険料負担 | 被保険者本人は保険料負担を要しません。配偶者が加入している年金の保険者が負担 |

■年金手帳は大切に保管しましょう
国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

問 彦根年金事務所国民年金課 ☎ 0749-23-1114
問 彦根年金課 ☎ 0748-24-5631
IP 050-5801-5631 FAX 0748-24-5576

ご応募ありがとうございました

本年4月に開園する

4園の園名が決定

公募していた市立の認定こども園3園と幼稚園1園の園名を次のとおり決定しました。

市辺幼稚園、平田幼稚園および八日市すみれ保育園を移転統合する認定こども園

東近江市立 あかね幼稚園

選定理由…園が立地する地域に「あかねさす 紫野行き 標野行き 野守は見ずや君が袖振る」(額田王)と万葉集に詠まれた歌碑があることから、ロマンや情熱を持って育ててほしいと願ったもの。
応募数…54件35作品

東近江市立 五個荘あさひ幼稚園

選定理由…園が立地する地域は以前旭村と呼ばれたことから、太陽が昇る理由が込められていること、園のイメージが「あさひ」であること、園のイメージが「あさひ」であること、園のイメージが「あさひ」であること。
応募数…37件24作品

東近江市立 五個荘あじさい幼稚園

選定理由…あじさいの花は一つ一つ微妙に色が違う小さな花が集まり一つの大輪となります。子どもたちも一人ひとりの個性を生かしながら、友だちやまわりの人と繋がって、大輪へ成長してほしいと願ったもの。
応募数…11件10作品

東近江市立 愛東あいい幼稚園

選定理由…親子の愛情や、地域全体で子どもを愛おしむ心に包まれて、子どもの声が「わきあいあい」と弾む幼稚園になってほしいと願ったもの。
応募数…37件24作品

問 幼児課
☎ 0748-24-5647
IP 050-5801-5647
FAX 0748-23-7501

普段の写真を魅力的に楽しく撮影！

pic up チャレンジ！

スマホ写真のワンランクアップ講座

講座を受講後、本市が誇る日本遺産「伊庭の水辺景観」を実際に撮影し、フォトプロジェクト「スキ！ひがしおうみ市」のサイトへ写真をアップします。わくわくした気持ちとスマートフォンを持ってお越しください。
一緒に東近江市のスキ！を共有してみませんか。

時 1月14日(土)9:30~12:00
場 能登川博物館 集会ホール集合
定 20人 持 スマートフォン、筆記用具 問 1月12日(木)まで
問 観光物産課 ☎ 0748-24-5662 IP 050-5801-5662 FAX 0748-23-8292



撮影：N.chikahiroさん



撮影：N9-TRAILさん

※「スキ！ひがしおうみ市」より

申告の方法と 日程・会場

★ 申告される皆さんにお願い

- ・ 收支内訳書、医療費明細書は事前に作成をお願いします。
- ・ 医療費は高額療養費の手続きを先にお済ませください。

提出方法は次の3つ!

① 特設の申告会場で提出する ※混雑の状況により受付時間を繰り上げることがありますので、ご了承ください。

| 受付日 (土・日は除く。) | 会場・開設時間 (12:00~13:00は除く。) | | ※いずれの申告会場も市内全地区の人が対象です。 |
|---------------------|---------------------------|-----------------------------|---|
| 2月8日(水)、 9日(木) | 還付の申告 | やわらぎホール (能登川支所隣) 9:30~15:30 | 困医療費控除など還付申告の人 ※作成済の還付の申告書は、1月から 近江八幡税務署へ提出することができます。 |
| 2月13日(月)、 14日(火) | | 八日市文化芸術会館 9:30~15:30 | |

| 2月16日(木) ~ 3月15日(水) | A B C 市民税・県民税の申告、確定申告のいずれも受付 | B 市民税・県民税の申告のみ受付 | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|--|-----------------------------------|--------------|------------------------------------|---------------|---------|----------------|-------------------------|-------|-------------------------------|
| | <p>八日市文化芸術会館 開設時間 9:00~16:00</p> <p>◆ 地区相談会場 2月16日(木)~28日(火)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士による事業所得者を中心とした「地区相談会場」が設置されます。(開設時間 9:30~15:30) 困事業所得者・不動産所得者 ※譲渡の相談(土地建物や株式)は行いませんので、近江八幡税務署で申告をお願いします。 ※青色申告の受付は2月24日(金)までですのでご注意ください。 <p>◆ 税務署の受付印が必要な人は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月16日(木)から28日(火)までの税務署の出張申告期間をご利用ください。 <p>この期間以外は、東近江市の申告会場では税務署の受付印を押すことができません。</p> <p>受付印が必要な人は、近江八幡税務署へ直接ご提出をお願いします。</p> <p>◆ 開設時間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月3日(金)、6日(月) 16:00~19:00 | <p>各支所、出張所 開設時間 9:00~16:00</p> <p>(諸事情により、八日市文化芸術会館に行くことができない人の確定申告に限り受付します。)</p> <table border="1"> <tr> <td>2月16日(木)、17日(金)、 20日(月)~22日(水)</td> <td>愛東支所 湖東支所</td> </tr> <tr> <td>2月23日(木)、24日(金)、 27日(月)~3月1日(水)</td> <td>五個荘支所 蒲生支所</td> </tr> <tr> <td>3月2日(木)</td> <td>鈴鹿の里コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td>3月3日(金)、 6日(月)~8日(水)</td> <td>永源寺支所</td> </tr> <tr> <td>3月2日(木)、3日(金)、 6日(月)~8日(水)</td> <td>能登川コミュニティセンター</td> </tr> </table> | 2月16日(木)、17日(金)、 20日(月)~22日(水) | 愛東支所 湖東支所 | 2月23日(木)、24日(金)、 27日(月)~3月1日(水) | 五個荘支所 蒲生支所 | 3月2日(木) | 鈴鹿の里コミュニティセンター | 3月3日(金)、 6日(月)~8日(水) | 永源寺支所 | 3月2日(木)、3日(金)、 6日(月)~8日(水) |
| 2月16日(木)、17日(金)、 20日(月)~22日(水) | 愛東支所 湖東支所 | | | | | | | | | | |
| 2月23日(木)、24日(金)、 27日(月)~3月1日(水) | 五個荘支所 蒲生支所 | | | | | | | | | | |
| 3月2日(木) | 鈴鹿の里コミュニティセンター | | | | | | | | | | |
| 3月3日(金)、 6日(月)~8日(水) | 永源寺支所 | | | | | | | | | | |
| 3月2日(木)、3日(金)、 6日(月)~8日(水) | 能登川コミュニティセンター | | | | | | | | | | |

② 近江八幡税務署へ提出する

〒523-8502 近江八幡市桜宮町243番地2
☎ 近江八幡税務署 ☎ 0748-33-3141

③ 市役所本庁舎・各支所の「申告書提出ポスト」へ投函する

2月8日(水)から3月15日(水)まで、本庁舎は24時間(土・日・祝日を含む。)、支所は平日の8:30~17:15に申告書提出ポストを設置します。

◆ 所得税の申告書が自宅で簡単に!

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。申告会場の混雑を避けることができます。特に、ご自身で作成された還付を受けるための申告書であれば、1月から近江八幡税務署へ提出することができます。

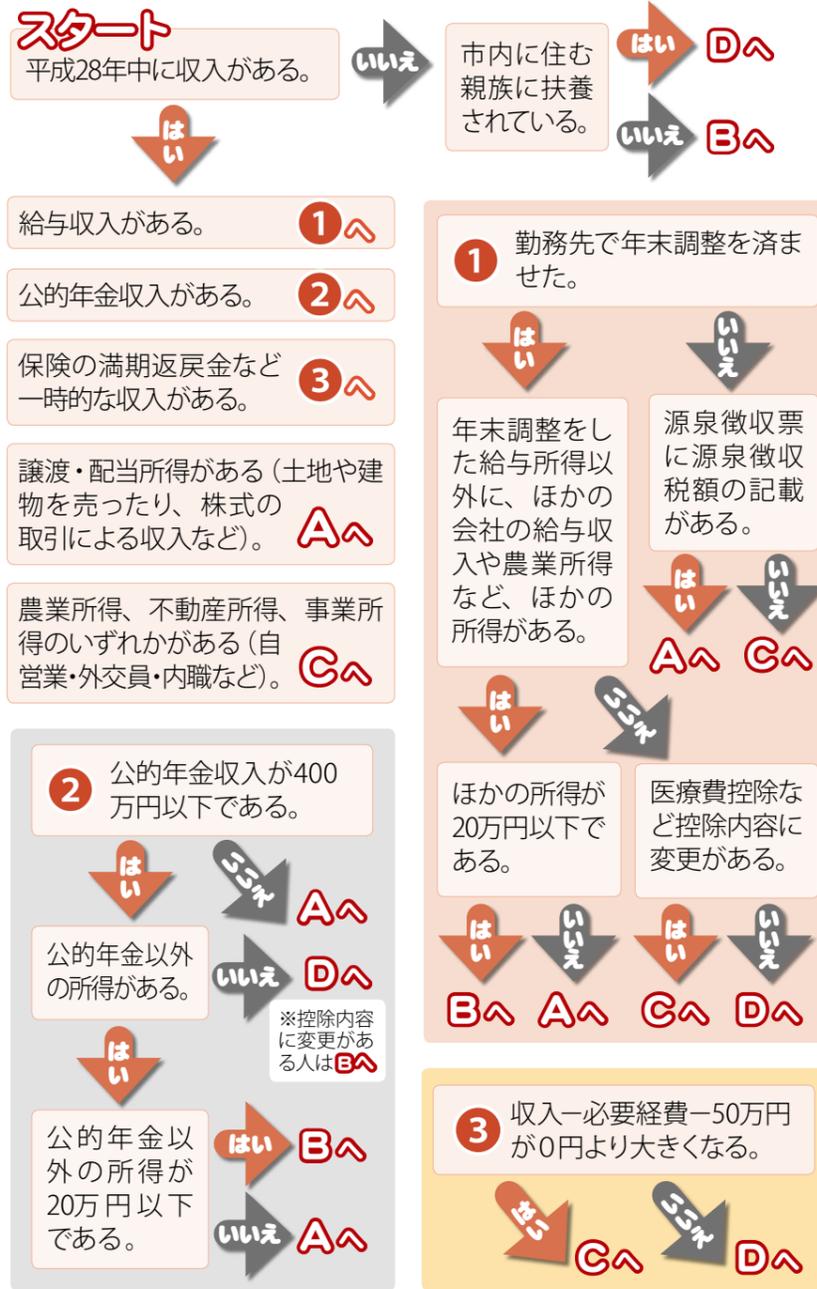
**確定申告に関する
問合せ先**
近江八幡税務署
☎ 0748-33-3141

**住民税申告に関する
問合せ先**
市民税課
☎ 0748-24-5604
☎ 050-5801-5604
FAX 0748-24-5577

始めにチェック!

私は申告が必要ですか?

★ 平成29年1月1日現在、本市に住所のある人が対象です。



A 所得税の確定申告が必要です。

B 市民税・県民税の申告が必要です。

C 所得税または市民税・県民税の申告が必要です。

※金額や内容によって、申告の種類が異なります。

D 申告の必要はありません。

※所得税の納付・還付が生じる場合や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定、そのほかの行政サービスを受ける上で申告が必要になる場合があります。

★ 所得税の確定申告を行うと、市民税・県民税の申告をしたものとみなされます。

詳しくは、
11・12ページ
をご覧ください

2月16日(木)~3月15日(水) 市民税・県民税および所得税の 申告はお早めに!

平成29年度市民税・県民税と平成28年分所得税の申告の受付が始まります。期間中は大変混み合います。所得税の申告書は自分で作成され、税務署へ郵送するなど早めに済ませましょう。

☎ 市民税課
☎ 0748-24-5604
☎ 050-5801-5604
FAX 0748-24-5577





確定申告に関する 各制度からのお知らせ

申告時にご利用を！ 「社会保険料納付確認書」

平成28年1月から12月までに市で納付を確認できた国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書を1月中旬に納付義務者へ送付します。平成28年分確定申告の保険料控除として申告される人は、この納付確認書をご利用ください。

なお、年金から引き去りとなっている場合は、年金支払者もしくは日本年金機構などから1月下旬に送付される「源泉徴収票」をご利用ください。

☎0748・24・5632
IP050・5801・5632
FAX0748・24・5576

介護保険の要介護認定を受けている人の控除

◎障害者控除
介護保険法による要介護認定を受け、認知症や寝たきり度が重度の満65歳以上の人が対象となります。市発行の『障害者控除対象者認定書』が必要です。
※認定書は、市が定める認定基準に基づき交付します。

◎おむつ代の医療費控除
寝たきりの状態で治療上おむつの使用が必要な場合は、おむつ代が医療費控除の対象になります。初めて医療費控除を受ける人は、医療機関発行の『おむつ使用証明書』、2年目以降の人は市発行の『確認書』が必要です。ただし、2年目以降でも「主治医意見書」でおむつの使用が確認できない場合は、医療機関が発行する『おむつ使用証明書』が必要です。
※これらの手続きは、確定申告の前に次の窓口で申請してください。

申問長寿福祉課
☎0748・24・5678
IP050・5801・5678
FAX0748・24・1052
または各支所

本人確認書類の写し(コピー)の添付が必要です

※申告会場でのコピーはできませんのでご注意ください。

本人確認書類

■マイナンバーカード(個人番号カード・顔写真付きのもの)をお持ちの人は
マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身分確認)が可能です。

■マイナンバーカードをお持ちでない人は

番号確認書類
《本人のマイナンバーを確認できる書類》
・通知カード(顔写真のないもの)
・マイナンバーの記載がある住民票の写しなどのうちいずれか1つ



身分証明書
《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる顔写真付きの身分証明書》
・運転免許証 ・身体障害者手帳
・在留カード ・パスポート
などのうちいずれか1つ

※申告の際にはマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーの記載は本人以外に控除対象配偶者や扶養親族の分も必要です。(扶養親族の本人確認書類の写しは不要です。)

申告に必要なもの

- 申告者の本人確認書類の写し(コピー)
※詳細は左記をご覧ください。
- 申告書(送付されている人はご持参ください。)
- 認印(朱肉を必要とする印鑑)
- 源泉徴収票の原本(給与収入や年金収入のある人)
- 社会保険料納付確認書(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付している人には1月中旬に市役所から送付)
※国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書を必ずご持参ください。
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 平成28年中に支払った医療費の領収書原本(医療費控除を受ける人)
※事前に受診者、医療機関ごとに集計し、明細書を作成してください。
- 障害者手帳・療育手帳など(障害者控除を受ける人)
- 収支内訳書(農業や事業、不動産所得のある人)
- 寄附金控除証明書または寄附金の受領書(寄附金控除を受ける人)
- 住宅借入金控除関係書類(住宅借入金等特別控除を受ける2年目以降の人)
- そのほかの所得や経費の証明書類
- 申告者本人の金融機関の口座がわかるもの(還付を受ける人)

ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された人へ

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、下記の①～③のすべてに該当する人に適用される、確定申告を行わなくてもふるさと納税による寄附金控除を受けることができる制度です。

- ①平成28年1月1日～12月31日の間にふるさと納税をし、その納税先の自治体にワンストップ特例制度を申請した人
- ②確定申告または住民税の申告をする必要がない人
- ③ふるさと納税先の自治体が5団体までの人

ただし、上記①～③のすべてに該当する人でも、控除の追加などで申告をされる場合は、ふるさと納税についてもあわせて申告が必要となります。控除の追加をされる証明書と一緒に、寄附金控除証明書または受領書を必ず申告会場にお持ちください。

こんなときは税務署で申告を

次の所得などに関する申告は、八日市文化芸術会館・各支所では受付できません。近江八幡税務署で申告をお願いします。

- ①譲渡所得
土地・建物の売買や株式の取引による収入などの申告。
上場株式などに係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ②配当所得
上場株式の配当などで申告分離課税の適用を選択したもの
- ③青色申告
※2月16日(木)～24日(金)の期間のみ八日市文化芸術会館でも受付が可能
- ④準確定申告
平成28年中に亡くなられた人の申告
- ⑤先物取引・FX(外国為替証拠金取引)
- ⑥住宅借入金等特別控除(初年分)
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除や住宅耐震改修、住宅特定改修、認定住宅新築等特別税額控除を新たに申告する場合
- ⑦過年分(平成27年分以前の申告)

将来への橋渡し 国民年金

公的年金などの源泉徴収票が送付されます

老齢や退職を支給事由とする年金(老齢年金)は、雑所得として所得税の課税対象になります。そのため老齢年金を受けている人には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が日本年金機構から1月下旬に送付されますので、確定申告などの際に提出してください。なお、障害年金・遺族年金は課税の対象でないため、源泉徴収票は送付されません。紛失などにより再発行が必要な場合は、次の専用ダイヤルまたは彦根年金事務所へお問い合わせください。

☎ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165
☎彦根年金事務所お客様相談室
☎0749・23・1116

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です!

口座振替をご利用いただくと、金融機関などに行く手間が省け、

納め忘れもなく大変便利です。口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することで、毎月50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納・1年前納・2年前納」もあります。
希望される場合は、年金手帳、通帳、届出印をご持参のうえ、ご希望の金融機関または彦根年金事務所、保険年金課、各支所で2月末までに手続きを行ってください。

【新制度】現金・クレジットカードでの2年前納

平成29年4月から、口座振替に加えて現金、クレジット納付についても割引額が大きい2年前納をご利用いただけるようになります。

クレジットカードでの2年前納のお申込期間は2月末までです。現金での2年前納を希望される場合は、事前に彦根年金事務所(☎0749・23・1114)までお問い合わせください。

☎保険年金課
☎0748・24・5631
IP050・5801・5631
FAX0748・24・5576

■記号の説明・・・☎=日時 ☎=場所 ☎=対象 ☎=定員 ☎=費用

☎=申込み ☎=問合せ IP=IP電話 FAX=ファックス